

○田川地区清掃施設組合手数料条例施行規則

平成8年1月12日

規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、田川地区清掃施設組合手数料条例(平成8年条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(搬入の制限)

第2条 組合長は、管理運営上処理されることが適当でないと認めるときは、搬入の許可はしない。

附 則

(施行期日等)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。